

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
(補償基礎額) 第3条 〔略〕 2 〔略〕 3 次の各号のいずれかに該当する者で、学校医等の災害発生日において、他に生計のみちがなく主として学校医等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある学校医等については、前項の規定による金額に、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に定める額を加算して得た額をもって補償基礎額とする。ただし、経験年数が16年以上の学校医及び学校歯科医については、扶養親族についての加算は行わないこととする。 (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 都条例第4条第3項第1号に定める額 (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 都条例第4条第3項第2号に定める額 (3) 60歳以上の父母及び祖父母 都条例第4条第3項第3号に定める額 (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 都条例第4条第3項第4号に定める額 (5) 重度心身障害者 都条例第4条第3項第5号に定める額 4 〔略〕	〔同左〕 第3条 〔略〕 2 〔略〕 3 〔同左〕 (1) <u>配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） 都条例第4条第3項第1号に定める額</u> (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 都条例第4条第3項第2号に定める額 (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 都条例第4条第3項第3号に定める額 (4) 60歳以上の父母及び祖父母 都条例第4条第3項第4号に定める額 (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 都条例第4条第3項第5号に定める額 (6) 重度心身障害者 都条例第4条第3項第6号に定める額 4 〔略〕

付 則

この条例は、公布の日から施行する。